

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
規制の名称	調整会議における秘密保持義務の創設
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局保護課
評価実施時期	令和6年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>被保護者に対する自立支援の強化のため、保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、保護の実施機関から被保護者就労支援事業等の委託を受けた者、当該支援に関する団体、当該支援に関する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される調整会議を組織することができるものとする。</p> <p>調整会議においては、その事務に従事する者は、被保護者の個人情報に触れることが想定されるため、被保護者の個人情報を保護することにより、被保護者が安心して関係機関等へ情報提供を行うことができるよう、必要な措置を講じることとする。</p> <p>関係機関等の間における支援に必要な個人情報の共有化や連携等を行うことから、具体的には、調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、また、当該秘密保持義務違反をした者に対し、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科すこととする。</p> <p>規制の新設を行わない場合は、秘密保持について実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合に、被保護者が不利益を被ることとなる。</p> <p>② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、ガイドライン等を踏まえ、その事務に関して知り得た秘密を漏らさないよう努めなければならないものとすることが非規制案として考えられる。</p> <p>この場合、秘密保持については努力義務であることから、その実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合には、事業の利用者が不利益を被るおそれがある。</p> <p>これらのことから、改正案の方が適切と考える。</p>
直接的な費用の把握	関係機関等には、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生する。また、秘密保持義務違反をした場合、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなる。
直接的な効果(便益)の把握	被保護者の個人情報を保護することにより、被保護者は安心して関係機関等へ情報提供を行うことができるようになる。また、関係機関等の間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待され、制度の運用を適切に実施することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	会議体の創設に伴う規制であり、影響は当該会議体に関する事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。

費用と効果(便益)の把握	改正案では、被保護者の個人情報を保護することにより、安心して関係機関等による支援を受けることができるようになり、さらに、関係機関等の間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待される。一方で、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれるが、被保護者に対する自立支援を強化することにより自立の助長が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	秘密保持義務違反をした者に対しても罰則を課さないことが代替案として考えられる。 この場合、秘密漏えいを防止する効果が十分でなく、個人情報が悪用された場合には、事業の利用者が不利益を被るおそれがある。これらのことから、改正案の方が適切と考える。
他の関連事項	特になし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。